

植村冒険館自然塾における新型コロナウイルス感染症対策基本方針

「植村冒険館自然塾」は、令和元年末頃より感染拡大した新型コロナウイルスの影響により、小学4年生から高校3年生までを対象に行ってきたプログラムを中止や親子プログラムに内容を変更して実施する、という形をとってまいりました。その際に安全で安心な自然塾の活動を実施するために、令和2年6月23日から『「植村冒険館自然塾」における新型コロナウイルス感染症対策基本方針（以下「基本方針」）』を策定しました。

今後の「植村冒険館自然塾」を安全に運営・実施していくためには、新型コロナウイルス感染防止に努めることが必要不可欠です。運営側のスタッフはもちろんのこと、参加者の皆様にも体調管理や「基本方針」へのご協力が必要となります。自然塾へのお申込・ご参加をご検討いただく際にはこの「基本方針」をご一読ください。

事業運営について

1. 事業に関わるスタッフ

植村冒険館、NPO法人国際自然大学校（以下「NOTS」）は、事業に関わる全スタッフに関して以下の内容の確認を行い、その項目すべてに当てはまるスタッフで運営をします。

- ①開催日の14日以内に37.5℃以上の発熱・咳・倦怠感・のどの痛みなどの症状が1日もないこと。
- ②開催日の14日以内に37.5℃以上の発熱・咳・倦怠感・のどの痛みなどの症状のある者との接触がないこと。
- ③開催日を含む3日間に平熱であり体調もすぐれていること。
- ④事業開始14日前から体調チェックの記入をすること。
- ⑤14日以内に日本国外全域への渡航をしていないこと。
- ⑥新型コロナウイルス感染症への感染疑いがある者と、症状を認められた日の2日前から隔離までの期間に濃厚接触をしていないこと。（濃厚接触：一緒に生活、遊ぶ、同じ車に乗る、感染者と同じ空間にいる等）

2. 参加条件（参加者、送迎の保護者共通）

- ①参加当日を含めて、7日以内に37.5℃以上の発熱、咳、のどの痛み、倦怠感などの体調不良がないこと。

- ②14日以内に日本国外全域への渡航をしていないこと。
 - ③新型コロナウイルス感染症への感染疑いがある者と、症状を認められた日の2日前から隔離までの期間に濃厚接触をしていないこと。（濃厚接触：一緒に生活、遊ぶ、同じ車に乗る、感染者と同じ空間にいる等）
 - ④参加者、家族に過去14日間にわたり新型コロナウイルス陽性者がいないこと。
 - ⑤飛沫を予防するためのマスクを参加者各自が用意することができること。
 - ⑥上記に当てはまることなくても、本人や同居する家族の体調がすぐれない場合は参加を控えること。
- ※上記の理由からキャンセルの申出があった場合は、キャンセル料等の費用を請求しない。
- ※参加申込書と一緒に郵送される「事前健康調査票」を参加当日までに必ず記入し、当日受付に提出すること。

【参加者または同居する家族が、感染者もしくは濃厚接触者である可能性が高い場合】
保健所・医療機関の指導により必要な療養後、保健所より学校や職場への登校・出勤が認められた後に参加ができる。

【参加者または同居する家族が通っている学校や職場で感染者が確認された場合】

- ・保健所から「濃厚接触者ではない」と判断された場合は、通常の参加条件に則り、プログラムに参加ができる。
- ・保健所から「濃厚接触者である」と判断された場合は、検査で陰性となったとしても、濃厚接触したとされる日から14日間は参加できない。
- ・学校が「感染による臨時休校」となっている期間は、濃厚接触者ではなくとも参加はできない。
- ・職場が「感染による休業（または、それに伴うテレワーク）」となっている期間は、濃厚接触者ではなくとも参加はできない。

3. 感染防止対策

(1) 実施人数とプログラムの参加

- ①プログラムの人数は最大でも40名以下（参加者25名程度、スタッフ15名程度）とし、小グループに分かれての活動を基本とする。
- ②すべてのプログラムは、事前の受付を必須とし、当日の飛び入り参加は受け入れをしない。
- ③保護者は、プログラムに参加申込みをする際に、当該基本方針及び事業内容について確認し理解の上、申込みを行うこと。

(2) プログラム活動中

①日中の活動と消毒

- 日中の活動は「野外での活動」を基本とする。
- 野外での遊びや活動時には適宜、手洗いを参加者に指導し必ず行うこととする。
- 野外のフィールドに出る場合も「消毒液（手指用アルコール／ダブル安定型次亜塩素酸ナトリウム「以下、チャーミスト」）」をスタッフが携帯する。ただし、参加者がこちらで準備する「消毒液（手指用アルコール／チャーミスト）」によるアレルギー反応を発症する場合は、保護者の責により消毒液を用意する。用意できない場合は、手洗いを徹底する。

②マスク着用のルール

- 室内での活動、電車やバスなどでの移動時、調理などの際は必ず着用する。
- 野外での体を動かす活動時は、熱中症や窒息などのリスクを避けるため原則としてマスクは外す。
- プログラムの集合、解散時には保護者の方にもマスクの着用をお願いする。
- マスクは各自で日数分（予備分を含む）の持参を原則とし、不測の事態により枚数が足りないなど、やむを得ない場合は、NOTSが販売をする。
- 体調が悪くマスクをしないといけない状態になってしまった場合は、活動を控え、症状が改善するまで、休息・安静にさせる。または帰宅をさせる（帰宅させる際の費用は自己負担とする）。
- マスクを一時的に外す場合は、直接置いたり、ポケットに入れたりせず、個別にビニール袋に入れて各自が保管する。

③手洗い、消毒の徹底

- 集合時、施設への入室時、トイレの後、食事・調理の前、症状がある人に触れた時、解散時など適時手洗い消毒を行う。
- 手洗いの際には、共用のタオルやハンカチを使わず、使い捨てのペーパータオルか、自然乾燥を行う。なお、ペーパータオルはNOTSが用意する。

④事前の体調管理と検温、体調確認

- 参加時には1週間前からの体調確認をする。（指定用紙に記入し、集合時に提出）
- 日帰りでは1日1回（集合時）、宿泊では1日2回（朝夕食事前）の検温を全員が行う。同時に体調をスタッフが口頭により確認する。
- 体温計は、参加者が持参、自己管理とする。なお、参加者による破損があった場合、植村冒険館及びNOTSは、その費用の弁償は行わない。

⑤感染予防エチケットを身につける

- 咳やくしゃみをするときには、手で覆うことはせず、マスク、ティッシュ、上着の袖などで口元を覆ってから行うよう指導する。やむを得ず手で受け止めた場合はすぐに手洗い、消毒を実施する。

- ・咳などをしない場合でも、鼻や口をむやみに手で触らず、触った手で他者や共有物を触らない。

(3) 生活時

- ・室内は2箇所以上の通気をして風通しのよい状態を確保。入室前には手洗い・うがいを必ず行う。
- ・持参する水筒は、ペットボトル（500ml×日数分）を推奨する。
- ・水分補給は、自分の水筒（持参したペットボトル）からのみ行う。足りない水分補給分はNOTSが用意する給水ジャグから水筒（持参したペットボトル）へ給水する。（NOTSが用意する給水ジャグは1日1回洗浄と消毒を行う。）

(4) 調理、配膳時、食事

- ・参加者全員は、調理、配膳の際は、マスクを必ず着用し、調理時は適切な衛生管理のもと実施する。大皿から取り分けることはせず、個別の食器に盛り付けをする。
- ・食事は室内で行わず、野外か風通しのよい場所で行う。出来るだけ対面での食事とならないよう横ならびとする。
※宿泊施設での食事については、施設の基準に合わせる。
- ・食器は、洗剤を使用し適切に洗うことができる環境であれば、通常の食器を使用する。そうではない環境の場合、参加者は、使い捨ての食器を持参し、使用すること。

(5) 子どもたち同士の接触

- ・参加時に症状がないことを確認しているため、屋外において、原則、鬼ごっこなどの接触を伴う遊びに制限は加えない。運動を伴う野外活動中はマスクを着用しない。熱中症のリスクがあり、汗が付着するとマスクのフィルター効果が失われるなど、不調をきたすことも認定されることから、参加者及びスタッフも着用しない。また活動後は、手洗い消毒を徹底する。
- ・屋内でやむをえず過密な状態で過ごし、かつエアコンが効いている場合は、マスクを着用する。
※マスクを捨てるための蓋つきのごみ箱を準備し適切に破棄する。

(6) 移動

- ・公共交通機関などの移動中は不特定多数の人が行き交い、他人からの飛沫を受ける可能性があるため、マスクを着用させる。
- ・借上バスでの移動時は換気を常に行い、全員マスクを着用する。
- ・借上バスは、当面の間、定員の1/2程度を運営基準とする。公共交通機関は分散乗車を行う。

- 集合については、受付を複数個所用意し、班単位で分散して集まる。出発時のディレクター挨拶は、別途保護者の集合場所を設けて実施する予定である。

(7) 宿泊

- 部屋やテントの適正人数については、当面の間、定員の1/2とする。2箇所以上の通気をして風通しのよい状態を確保する。入室前には手洗い・うがいを必ず行う。

(8) 入浴など

- 入浴指導は通常のキャンプと同じとする。濡れたタオルはその日のうちに回収し、洗濯して翌日は新しいタオルで入浴させる。（洗濯ができない場合は、可能な限り乾燥させる。）

(9) 体調不良者対応

- 体調不良者発生時に対応ができるように、キャンプ地において体調不良者対応ゾーン（隔離部屋もしくは保健室テント）を設置する。

【プログラム中に体調不良者が発生した場合の対応方針】

■初動対応

これまでと同様に、体調に異変がある場合は即隔離し、検温と体調確認。

対応スタッフを決めて、接触者を最低限に抑える。

対応スタッフは、防護服等を着用する。

■その後の対応

保護者へ第1報する。一定時間の休息・ケア・観察を行ったのち、再度検温と体調確認を行い、その結果や容体について保護者へ報告する。症状について十分な回復が見受けられる場合は、本人の意向を確認の上、活動再開を検討する。

■活動再開が不適と判断した者に対するその後の対応

保護者に連絡し、お迎えの要請をする（親子プログラムの時はその場で判断）。必要に応じて、病院受診を検討。（どのような手順で病院にかかるべきか、キャンプ地周辺ごとにリサーチしておく。）なお、迎えに要する費用は参加者側の負担とする。

■対応したスタッフの扱い

手洗い・うがい（・シャワー）・着替えをしたのち、プログラムには関わらない。

宿泊の場合は、念のため別室に就寝。

電車など、密閉空間に入る際には、必ず2m以上離れる。

活動環境の整備について

1. 備品について

- 使用する備品は、使用後はチャームストもしくは消毒用アルコールで消毒を行い管理する。

2. 机や食卓について

- 机や食卓は使用前後にチャームストもしくは消毒用アルコールで拭く。

3. 掃除について

- 宿泊活動において掃除は通常のキャンプのように子どもたちにも参加させて行う。生活のリズムを整えるために、朝一斉清掃の時間をとるなど工夫をする。

※ほうきは上手に使いえないとホコリや落ちていたウイルスを舞い上がらせることになりかねない。そのため、シートタイプのモップやぞうきん、掃除機なども併用する。

- トイレ掃除については、糞便尿からコロナウイルスが排泄されるという症例もあるので、トイレ掃除は子どもにさせない。スタッフは感染を意識して清掃を行う。

※利用する施設とできる限り渉外をする。

本対策の内容は、感染状況の推移や行政の方針を見ながら適時追加変更していきます。

以上

【付則】

- 1.この基本方針は、令和2年6月23日より実施する。
- 2.令和2年11月5日に改定し、実施する。
- 3.令和3年4月1日に改定し、実施する。